

3 障がいのある人の人権

障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現

【現状と課題】

- 近年、障がい者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成18（2006）年に国連において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、わが国では、平成19（2007）年に同条約に署名、その翌年の平成20（2008）年に同条約は正式に発効しました。
- 同条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。ここで言う「差別」には、障がい者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、施設管理者にとって過度の負担ではないにもかかわらず、障がい者の権利の確保のために必要で適当な調整（仮設スロープの設置等の物的対応や人的対応）等を行わないという「合理的配慮の不提供」も含まれるということが、明確に示されています。またこの条約は、障がい者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。
- 日本国内では、同条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障がい者当事者等の意見も踏まえ、平成21（2009）年に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、集中的に国内法制度改革を進めていくこととなりました。こうした中、平成23（2011）年には同条約の理念を踏まえた「障害者基本法」の改正が行われました。
- その後、さらに「障害者総合支援法」の成立、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正など、国内法の整備を始めとする様々な取組を進め、平成26（2014）年1月に同条約を批准しました。
- 平成27（2015）年に制定された「障害者差別解消法」は、障害者基本法第4条に基本原則とされた「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障がいを理由とする差別的取扱いの禁止」「障がいのある人に対する合理的配慮の不提供の禁止」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。
- また、平成24（2012）年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、国や地方自治体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されています。
- 障がい者の雇用状況については、鳥取労働局による「平成27年障害者の雇用状況」集計結果によると、平成27（2015）年6月1日現在で、鳥取県（知事部局・病院局・県教育委員会・県警察本部）の法定雇用率は1機関を除いて達成しましたが、民間企業については、従業員が50人以上の県内事業所の約5割が、障害者法定雇用率（2.00%）を達成していません。平成30（2018）年には身体障がい者・知的障がい者に加え、精神障がい者も法定雇用率の算定基礎に加えることとされており、障がいのある人が就業するための事業者により一層の理解と、

雇用の場の創出や離職防止のための行政による支援が必要です。

○一方、県内の障がい者数は増加傾向で、かつ高齢化が進んでおり、今後も同様の傾向にあると見込まれています。その中でも、精神障がい者数については、大きく増加しており、今後も通院患者を中心に大幅に増加することが見込まれています。

(出典：鳥取県障がい者プラン（H27.3）県内障がい者数は身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）、知的障がい者（療育手帳所持者数）、精神障がい者（入院患者数（精神保健福祉資料：6月末調査）及び自立支援医療受給者数）の合計)

○また、毎年9月に実施している「発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数調査」によれば、県内の発達障がいの診断を受けている幼児、児童・生徒の人数も継続的に増加しており、全ての教職員の理解や専門性を向上させていく必要があります。

○本県でも、障害者権利条約や障害者差別解消法等条約及び整備された国内法等の考え方を基本としながら、差別の解消及び権利擁護の推進や、障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取組を進める必要があります。

○こうした中、本県では、障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会の構築を目指して「あいサポート運動」を平成21（2009）年に開始し、その取組は徐々に他の自治体にも広がりを見せており、全国にあいサポート者が約32万人（平成28（2016）年7月末現在）、また、あいサポート企業・団体数も1,140団体（平成28（2016）7月末現在）と増えており、こうした草の根的な活動を継続していく必要があります。

○さらに、本県では、平成25（2013）年に全国で初となる「手話言語条例」を制定しました。条例制定により、手話やろう者に対する県民への関心が高まり、障がいのある人からは「手話が認められ、ろう者が認められた」という自信が生まれました。また、こうした取組は、その他多くの障がいや障がい者に対する県民意識の向上に繋がるものと認識しています。

○障がい者の社会参加に係る取組について、平成26（2014）年度に、「障がいを知り、共に生きる」をテーマに、「あいサポート・アートとつとりフェスタ（第14回全国障がい者芸術・文化祭とつとり大会）」を開催し、障がい者が暮らしやすい社会づくりへの飛躍を遂げることが出来ました。また、全国で初めて障がい者アスリートの強化指定選手制度を設けるなど、2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えた障がい者スポーツ施策について展開しているところです。

○なお、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）では、「障がいのある人の人権について、「障がいや障がいのある人への理解や認識が不十分」と回答した人が全体の約5割、各障がい別においても「障がいや障がいのある人への理解と正しい認識を深めるための教育・啓発の推進が必要」と回答した人が全体の約5割となっています。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、共生社会の実現のため、障がいのある人や家族、支援者との交流等を通して、障がい者差別の問題は社会全体の課題であるという認識を深め、共に生きていこうとする態度

を育てる教育の推進に努めます。そして、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築をめざして、特別支援教育の取組の推進に努めます。

社会教育では、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生きることができるよう、障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、ユニバーサルデザインに対する理解や普及等を促進する教育の取組の充実に努めます。

障がいの特性、障がいのある人への必要な配慮などを理解し、障がいのある人にちょっととした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）を作っていく「あいサポート運動」について、県民等への周知及び広報を更に進めることにより、県内のあいサポーター、あいサポート企業・団体の更なる増加を図るとともに、現在、中国地方各県、長野県、奈良県、埼玉県内的一部市町に広がっているこの運動を更に全国に広げるため他の自治体（※）への働きかけを積極的に行います。

（※）連携自治体：島根県、岡山県、広島県、山口県、長野県、奈良県、

埼玉県富士見市・三芳町、秩父市等2市5町

また、平成28（2016）年4月に施行された障がいを理由とする差別の解消を目的とした「障害者差別解消法」の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、説明会の開催等、制度の周知を図ります。

（2）相談支援体制の充実

市町村が設置する地域生活支援センターにおいて、障がい者及びその家族に総合的な相談支援を行います。その他、県の機関で専門的な相談等を行うほか、相談支援専門員や身体・知的障がい者相談員による相談対応など、市町村と連携して様々な相談体制を整備します。

（3）権利擁護の推進

「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進します。また、障害福祉サービス事業所等への研修及び実地指導の実施により、事業所における虐待予防、早期発見等に努めます。また、市町村及び鳥取労働局等関係機関との連携や、広く障がい理解への啓発を通じて、養護者・使用者に係る虐待防止への取組を進めています。

また、障がい者の権利利益を保護するため、成年後見制度（注7）の適切な利用促進に向けた取組を進めます。

（4）障がい者差別の解消に向けた取組

「障害者差別解消法」では「障がいを理由とする差別的取扱い」及び「障がいのある人に対する合理的配慮の不提供」を禁止しています。法の運用が適切に行われるよう、地域協議会の開催や、県職員行動規範に基づく適切な対応、民間事業者等への制度の周知・啓発など、各種取組に努めます。

また、差別的取扱い等に関する相談に対しては、人権尊重の社会づくり相談ネットワーク等の相談窓口を活用し、関係機関と連携しながら相談者に対する支援と問題解決に努めます。

（5）社会参加と雇用の推進

平成26（2014）年度に開催した「あいサポート・アートとつとりフェスタ」の大会成果を引き継ぐべく、障がい者芸術・文化振興の取組を進めます。また、障がい者スポーツ振興については、2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、引き続き強化指定の実

施や指導力の向上、キャンプや大会の誘致などを行っていくとともに、障がい者スポーツの裾野を広げるための各種取組を積極的に実施していきます。

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、障がいのある人それぞれの状況に応じた一般就労に向けた支援を行うとともに、就労継続支援事業所等における工賃の向上に向けた支援を推進します。

年々、障がいのある人の就業者数は増えていますが、一方で離職率も高い状況にあります。また、平成30（2018）年には、精神障がい者が法定雇用率算定基礎に加えられることとなっていることなどを踏まえて、県では「障がい者新規雇用1000人創出に向けたロードマップ」（平成27（2015）年から30（2018）年度の4年間で障がい者就業者数1000人増を目指す計画）を策定し、新規雇用・定着支援などの取り組みを行っていくこととしています。

（6）暮らしやすいまちづくりの推進

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい環境整備を推進するため、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

また、障がいがある人とない人が共に暮らす社会を構築するためには、障がい者が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションを取れることが重要であり、手話の普及や環境整備のための取組や、障がい者への情報アクセス・コミュニケーション支援（注8）を推進します。

（7）特別支援教育の充実

児童生徒の自立と社会参加を促進するため、教員の専門性の向上、LD等専門員（注9）や特別支援教育コーディネーターなど校外の人材の有効活用、特別支援学校のセンター的機能の充実と学校間連携の推進など、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な教育的支援を行う取組を進めます。

（8）精神障がいのある人に関する施策の充実

精神障がいのある人については、入院医療中心の治療体制が推進されてきたこと等により閉鎖的環境に置かれていた歴史が長く、治療方法が進歩してきた現在も、偏見や差別が根強く残っています。

精神障がいは、誰でもなる可能性のある障がいであり、適切な治療の継続により症状の安定や回復を図ることが可能であるなど、精神障がいに関する正しい知識の普及と啓発を行うことにより、県民の精神障がいへの誤解、偏見及び差別を解消するよう取り組みを進めます。

また、精神疾患に対する適切な医療が提供されるよう、精神科病院の指導を適切に実施するとともに、休日・夜間等の精神科救急医療体制を整備するなど、精神科医療の充実を図ります。

（注7）成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の希望を尊重しながら、後見人等が代わりに手続きを行うなどして支援する制度

（注8）情報アクセス・コミュニケーション支援：視覚や聴覚、音声機能などに障がいがあり、文字や音声などの情報へのアクセスや意思疎通に困難を抱える者に対して、その困難を取り除くために行う支援

（注9）LD等専門員：学習障がい（LD=Learning Disabilities）等の発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその指導に携わる教員、保護者等を対象に相談活動を行うとともに、特別支援

教育の校内（園内）支援体制の機能の充実に向けた支援を行う教員・事務局職員